

豊川市監査公表第22号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（子ども健康部保健センター）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から  
平成28年11月16日まで

豊川市監査公表第8号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 保健センターの収納事務について、分任出納員以外の職員が取り扱っていたので、その事務を取り扱う職員全員を分任出納員に任命されたい。</p> <p>2 成人病健診等業務の公金取扱について、未使用の納付書にあらかじめ通し番号が付されておらず、また、1個の分任出納員印を複数の職員で使用し、取扱者を特定する措置がされていなかった。このため、適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 保健センターの収納事務については、任命された分任出納員のみが収納事務を行うよう改善した。</p> <p>2 成人病健診等業務の公金取扱については、未使用の納付書にあらかじめ通し番号を付し、また、分任出納員印を使用した取扱者の私印を併せて押印するよう改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年5月1日現在のものである。